

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱

平成27年9月1日 施行
平成28年3月23日 一部改正
平成29年1月27日 一部改正
平成29年3月23日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、人材不足が著しい県内の対象業種に就職又は就業する大学在学学生及び既卒者が借り入れた日本学生支援機構等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、大学生等の県内就職又は就業を促進し、産業界と協力して若者の鳥取県への定着を図り、地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学（短期大学（専攻科を含む。）を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校（ただし4年生以上で専攻科を含む。）、職業能力開発総合大学、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校をいう。
- (2) 大学在学学生 大学等に在学する学生（6年制の大学は薬学部に在籍する学生に限る。）をいう。
- (3) 既卒者 大学等を卒業している者（第7条の認定時において35歳未満の者に限る。）で、無職（事業主都合により離職予定の者を含む）又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する者をいう。
- (4) 対象業種 製造業、情報通信業（商工労働部長が別に定めるものに限る。）、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業及び保育士・幼稚園教諭の職域をいう。

(助成金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、本助成金の支給対象者として認定を受けた者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

- (1) 県内の本社、支社、支店、事業所等（以下「事業所等」という。）（対象業種に限る。）に正規雇用により就職又は就業した者。ただし、既に県内の事業所等に正規雇いで就業している者が自己都合により転職した場合及び県外の事業所等からの転勤又は出向で一時的に居住する場合を除く。
- (2) 県内に定住することを目的として住所を有する者

(助成金の額)

第5条 本助成金の額は別表のとおりとする。

(助成期間)

第6条 助成対象期間は、県内の事業所等に正規雇用により就職又は就業した日を起点として、当該日にちの属する年度から起算して8年度目の年度末日までとし、県内の事業所等に勤務している期間（通算して3年以内の県外転勤の期間を含む。）とする。ただし、各年度で助成する助成金の合計額が交付決定額に達しない場合は助成金の交付期間を助成金の助成が終了するまで、延長するものとする。

(支給対象者の認定)

第7条 本助成金の支給を受けようとする者は、あらかじめ次の各号に定める日から県内の対象業種に正規雇用により就職又は就業する日までに、様式第1号により知事に申請し、支給対象者の認定を受けなければならない。

- (1) 大学在学学生 卒業予定日の属する年度の末日から2年遡った日
 - (2) 既卒者 卒業した日の属する年度の翌年度4月1日
- 2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 大学在学学生 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの。
 - (2) 既卒者
 - ア 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの。
 - イ 履歴書
- 3 知事は、支給対象者の認定をしたときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。

(支給対象者の要件)

第8条 本助成金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内の対象業種に就職又は就業を希望する大学等の在学学生又は既卒者で、次のアからウまでの奨学金を借り入れ返還予定又は返還中の者とする。
 - ア 日本学生支援機構の奨学金
 - イ 鳥取県育英奨学金
 - ウ その他商工労働部長が別に定める奨学金
- (2) 県内の対象業種に就職又は就業後8年間継続して勤務し、かつ県内に定住する見込みであること。
- (3) 保育士・幼稚園教諭の職域（次のアからクまでのいずれかに該当する民間が運営する施設又は事業所とする。）に就職又は就業を希望する大学等の在学学生又は既卒者については、鳥取県保育士等修学資金の貸付を受けていない者とする。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設を除く。）
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
 - ウ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設
 - エ 次に掲げる事業のいずれかを行う施設
 - (ア) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
 - (イ) 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業
 - (ウ) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業
 - (エ) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
 - (オ) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
 - オ 病気の児童又は病気の回復期にある児童を一時的に預り、必要な保育を行う施設
 - カ 民間企業や病院等の雇用主が、労働者が養育している子ども等に対して託児サービスを提供する事業所内保育施設
 - キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設
 - ク アからキに掲げるもののほか、児童の保育又は教育を行う施設であって商工労働部長が別に定めるもの

(地域創生枠の推薦)

第9条 高校3年生のほか翌年度に大学等へ入学しようとする者については、様式第3号により、知事に日本学生支援機構第一種奨学金の地方創生枠の推薦申込みを行い、推薦者の決定を受けることができる。

- 2 前項の決定は、様式第4号によるものとする。
- 3 第1項の推薦決定を受けた者が本助成金の支給を受けようとする場合は、推薦決定後、第7条第1項に定める申請を行い、あらかじめ知事の認定を受けなければならない。
- 4 第2項に定める決定を受けた者のうち、日本学生支援機構から奨学生に採用された者から第7条第1項の規定による申請があった場合は、優先的に支給対象者に認定するものとする。

(支給対象者の認定の辞退・取消等)

第10条 支給対象者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第5号により知事に届け出なければならない。

- (1) 本助成金の支給を辞退しようするとき。
 - (2) 大学在学生在が卒業した年度の翌々年度の4月1日までに対象業種に就職又は就業しなかったとき。
 - (3) 既卒者が支給対象者の認定を受けた日から1年以内に対象業種に就職又は就業できなかったとき。
 - (4) その他、対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を様式第6号により支給対象者に通知するものとする。

(支給対象者の認定内容の変更)

第11条 支給対象者は、第7条第1項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第7号により知事に申請し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請について認定変更承認をしたときは、その旨を様式第8号により通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第12条 本助成金の交付申請は、県内の対象業種に就職又は就業した日から1月以内に行うものとする。

- 2 前項の申請は、様式第9号によるものとする。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 在職証明書(様式第10号)
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの及び奨学金の返還明細書
 - (4) 薬剤師の職域に該当する場合は、薬剤師免許証の写し
 - (5) 保育士・幼稚園教諭の職域に該当する場合は、保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
 - (6) 第7条第1項の通知の写し

(交付決定の時期等)

第13条 本助成金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。

- 2 助成金の交付決定通知は、様式第11号によるものとする。

(交付決定の変更等)

第14条 交付決定を受けた者は、第13条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第12号により知事に申請し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請について変更交付決定をしたときは、その旨を様式第13号により通知するものとする。

(各年度報告の時期等)

第15条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度(第17条の実績報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第14号によるものとする。

(助成金の支払)

第16条 各年度の助成金の支払は、原則、前条の報告を受けた後行うものとする。

(実績報告の時期等)

第17条 規則第17条第1項の規定による報告は、助成金の認定期間の終了年度の翌年度4月10日までにを行うものとする。

2 前項の報告は、様式第15号によるものとする。

(助成金等の額の確定)

第18条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、奨学金の返還が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき助成金等の額を確定し、支給対象者に通知するものとする。

(交付決定者の責務)

第19条 交付決定者は第13条に定める交付決定の日から起算して8年を経過する日まで県内に居住し、県内対象業種に就業を継続していなければならない。ただし、通算して3年以内の県外転勤による転居期間(以下「算入転居期間」という。)を含むものとする。

(助成金等の返還)

第20条 次の要件のいずれかに該当した場合には、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、規則第22条の規定により助成金等の返還を命ぜられたときは、当該助成金を返還しなければならない。

(1) 本助成金の收受及び使用について、規則及び本要綱の規定に従わないとき。

(2) 県内に就職又は就業をした日から8年を経過する日の前日までに自己都合により離職又は県外へ転居したとき若しくは同日までに事業主都合により離職し、離職した日から1年を経過する日までに県内の対象業種に就職又は就業できないとき。ただし、離職した日より1年以内に県内の対象業種に就職したとき及び県外転勤により県外に転居した場合の算入転居期間は除く。

2 前項第2号により交付決定を取り消す場合は次表の区分に応じて交付決定の取消しの対象期間から除くものとする

区 分	交付決定の取り消し対象期間から除く期間
就職又は就業した日から離職した日までの期間(以下「就職又は就業期間」という。)が4年以上6年未満の場合	4年間
就職又は就業期間が6年以上8年未満の場合	6年間

(再認定の禁止)

第21条 前条により交付決定を取り消された者は、再度、第7条第1項の規定による認定申請を行うことができない。

(提出書類の部数等)

第22条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第23条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

ただし、改正に係る第12条から第20条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

ただし、改正に係る第12条から第20条までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	助成金の額
1 無利子の奨学金の貸与を受けた者	貸与を受けていた無利子のすべての奨学金の助成金交付決定時の返還総額（大学等の在学時に貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額。
2 有利子の奨学金の貸与を受けた者	貸与を受けていた有利子のすべての奨学金の助成金交付決定時の返還総額（（利子は除く）大学等の在学時に貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。）に4分の1を乗じて得た額。
3 無利子、有利子の両方の奨学金を受けた者	1の区分により算定して得た額。 ただし、1の区分の奨学金の返済総額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の返済総額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額。
4 既卒者	1から3までの区分のとおり。ただし、助成金の限度額は交付申請時に返還していない奨学金の額（利子は除く。）とする。